

## 仕様書等に関する質問及び回答

|      |     |    |                     |
|------|-----|----|---------------------|
| 委託番号 | 175 | 件名 | 住宅使用料・専用水道料等システム賃貸借 |
|------|-----|----|---------------------|

|         |               |
|---------|---------------|
| 担当（回答）課 | 総務局総務部デジタル推進課 |
|---------|---------------|

| No. | 質問事項   | 回答事項   |
|-----|--|--|
| 1   | 【調達仕様 7.3 端末機器に関する要件】<br>Web ブラウザソフトにMicrosoft Edge とあるが、GoogleChromeを使用してもよいでしょうか？  | Microsoft Edgeで使用できるようにお願いします。   |
| 2   | 【調達仕様 7.3 端末機器に関する要件】<br>本番切替時は現行使用端末にリリースする認識で問題ないでしょうか？  | ご認識のとおりです。現在使用している端末にセットアップをお願いします。  |
| 3   | 【調達仕様 7.3 端末機器に関する要件】<br>令和11年の端末更新時もMicrosoft Office (Word, Excel, Access) は、インストールされている前提でよろしいでしょうか？   | ご認識のとおりです。次期端末についてもMicrosoft Officeをインストール予定です。ただし、Microsoft Officeのバージョンは未定です。  |
| 4   | 【調達仕様 10 テスト要件】<br>総合テストや移行リハーサル等の貴市庁舎内での作業時は、本システムのネットワークが接続された場所を提供していただけますでしょうか？  | 本市内での作業時は、作業場所の提供は可能です。ただし、提供可能な作業場所及び作業可能人数については、希望人数等を踏まえ、本市との協議により決定するものとします。   |
| 5   | 【調達仕様 11.2 データ移行方針】<br>移行後のコード体系にご指定はございますか？(MJ+等)   | 行政事務標準文字の利用を最優先とします。ただし、行政事務標準文字の利用が困難な場合、Unicode（基本多言語面BMP（面：00）のみを使用しサロゲートペアは使わない。）Unicodeに存在しない字体（グリフ）の文字コードはUnicodeのPUAに割り当てを許容します。なお、ユーザ独自外字を作成することは禁じます。             |
| 6   | 【調達仕様 11.3 主なデータ移行作業】<br>データ移行作業において、現行データの個人情報部分をマスキングすることで、弊社内に持ち出すことは可能でしょうか？   | 個人情報部分をマスキングしたデータの提供は可能です。なお、データの取扱いにあたっては、和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守することを前提とします。   |
| 7   | 【調達仕様 3.1 想定するシステム構成】<br>税・住基情報は本番稼働後からガバメントクラウドとの連携生保・障害情報は本番稼働後から令和10年3月末までは統合仮想環境で令和10年4月からガバメントクラウドとの連携という認識で問題ないでしょうか？                                    | データ連携については、標準準拠システムとデータ連携をする際は、ガバメントクラウドを用いてデータ連携を行います。生活保護システム・障害者福祉システム等の特定移行支援システムについては、標準準拠システムへの移行が完了するまで統合仮想環境を用いたデータ連携となります。としております。なお、本システムの本稼働時期は令和10年1月を予定しています。 |
| 8   | 【調達仕様 6.6 バックアップ機能に関する要件】<br>「本システムが稼働する地域とは異なる遠隔地にバックアップデータが取得可能であること。」とは、弊社にて外部媒体に定期的にバックアップデータを保管し、保存された外部バックアップ媒体は、貴市の遠隔地保管サービスを使って遠隔地保管するという認識でよろしいでしょうか？ | 外部媒体へのバックアップデータの保管は本市で実施いたします。ただし、本市がバックアップを取得できるように支援をお願いします。また、遠隔地保管については、本市が別途契約する外部保管委託が実施いたします。   |
| 9   | 【賃貸借契約書 第12条（再委託の禁止）】<br>再々委託、再々再委託等も、書面による承諾を受ければよろしいでしょうか？また、海外事業者も問題ないでしょうか？  | 再々委託、再々再委託等は書面による承諾が必要になります。ただし、再委託先についても個人情報取扱特記事項等の厳守が必要です。海外事業者への再委託については一律の制限は設けておりませんが、その可否については個別に協議のうえ決定するものとします。   |